

## 情報通信審議会 電気通信事業部会（第79回）議事録

### 第1 開催日時及び場所

平成19年8月31日（金）16時00分～16時30分  
於、総務省第1特別会議室

### 第2 出席委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、  
東海 幹夫、長田 三紀、安田 雄典

（以上5名）

### 第3 出席関係職員

#### (1) 総合通信基盤局

寺崎 明（総合通信基盤局長）、武内 信博（電気通信事業部長）、安藤 友裕（総合通信基盤局総務課長）、谷脇 康彦（事業政策課長）、高地 圭輔（事業政策課企画官）、古市 裕久（料金サービス課長）、二宮 清治（料金サービス課企画官）、

#### (2) 事務局

渡邊 秀行（情報通信政策局総務課課長補佐）

### 第4 議題

#### 諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（電気通信事業法施行規則等の一部改正を受けたコロケーション手続等に係る変更）について【諮問第1193号】

## 開 会

○根岸部会長　それでは、おそろいでございますので、情報通信審議会電気通信事業部会（第79回）会議を開催いたします。

本日は、委員7名中5名出席でありますので、定足数を満たしております。

## 議 題

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（電気通信事業法施行規則等の一部改正を受けたコロケーション手続等に係る変更）について【諮問第1193号】

○根岸部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問事項1件であります。諮問第1193号、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、具体的には、いわゆるコロケーション手続等に関する変更の認可について、総務省から説明をお願いいたします。

○古市料金サービス課長　それでは、お手元の資料79-1に基づきまして、NTT東西の接続約款の変更の認可について、ご説明をさせていただきます。

まず、表紙をおめくりいただきまして、I申請概要でございますが、今回の接続約款変更の申請につきましては、本年3月末に答申をいただきましたコロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備において示された措置事項及びこれを踏まえた電気通信事業法施行規則等の一部改正によるコロケーションルール等の規定整備を受けて、中継ダークファイバ・局舎スペース等の過剰保留を抑制する仕組みの整備、電柱におけるコロケーション手続の整備、加入ダークファイバ・局内光ファイバの申込手続の見直し、局舎内等における電気通信設備の安全性等を確保する仕組みの整備、これらの事項を措置するために、接続約款の変更を行うものでございます。

2ページ目以降が主な変更内容でございます。まず1点目でございますが、答申においてもご指摘をいただきましたとおり、現在、中継ダークファイバ・局舎スペース等の過剰保留により、空き芯線あるいは空きスペースの有効な活用が図られていないという

現状がございますので、これらの中継ダークファイバ・局舎スペース等の過剰保留を抑制する仕組みの整備を行うものでございます。

具体的には、下に、中継ダークファイバあるいは局舎スペースの利用のフローチャートの図がございますが、例えば左の中継ダークファイバの例で見ますと、茶色の線が2つございますが、上の茶色の線の一番左側でございますとおり、現在は、線路設備調査回答が行われると同時に空き芯線の保留が開始されるというルールになっております。また、右側でございますが、局舎スペースのほうも同様に、上の茶色い矢印の一番左側でございますとおり、P O I（相互接続点）の調査回答を行うと同時に、局舎スペースの保留を開始するというルールになっております。

ただ、過剰保留を抑制するために、今回、こういった手続に加えて、こういったリソースの保留を要しない事前調査の手続を新たに整備することによって、コロケーションリソース等の保留の可否を選択できるような形にすることといたしております。

また、下の図でございますとおり、現行ルールでは、例えば中継ダークファイバの場合、リソース保留開始から接続申込まで、最大3カ月間無料でリソースを保留できる無料保留期間というものがございます。また、局舎スペースの場合も、右側でございますとおり、現行ルールでは、相互接続点調査回答から工事着手まで、最大6カ月間の無料の保留期間があるということでございます。これが過剰保留にもつながっているということでございますので、今回、これを見直しまして、無料保留期間を廃止し、リソースの保留開始日からキャンセルした日までの間の利用料相当を違約金として負担することを規定しているところでございまして、これによって過剰保留を抑制するインセンティブとしたいと考えているところでございます。

次に、3ページ目でございますが、②局舎スペースの工事の関係でございます。これも、図でございますとおり、現行のルールにおきましては、局舎スペースの空きスペース、リソースの保留開始から工事着手までの期間が最大12カ月間許容されておまして、また、工事着手から工事完了までの期間が無期限に延長可となっているということで、これが保留期間の長期化につながっているということでございます。

今回、これを見直しまして、前者につきましては最大9カ月、後者につきましては、原則として最大6カ月、短縮化を図ることによって、過剰保留の抑制を図っていこうとするものでございます。

それから、(2)でございますが、こういった過剰保留抑制によるリソースの有効利

用を図っても、なお空き芯線、空きスペースがないような場合がございますので、こういった場合に対応するために、①として、接続事業者が中継ダークファイバの提供を求める区間のうち、空き芯線がない区間について、事業者要望に応じて代替区間等に関する情報の提供を行う手続及び費用を規定しているところでございます。

また、②といたしまして、例えば中継ダークファイバの空き芯線、局舎スペースの空きスペースがないような場合に、新たにこういった空き芯線あるいは空きスペースが生じたような場合について、こういった情報の提供を要望する事業者に、電子メール等で情報を提供するといった手続も整備しているところでございます。こういった過剰保留の抑制あるいは情報提供手続の新設によって、限られたコロケーションリソース等の最大限の有効活用を図ることとしているところでございます。

次に4ページ目が2点目の電柱におけるコロケーション手続の整備でございます。これは、答申でもご指摘いただきましたとおり、接続事業者が電柱に接続装置を設置してVDSLサービスを提供するFTTRといった形が今後増えてくるということで、従来、NTT東西の局舎内で行われていた相互接続が電柱上で行われる事例が今後増加することが見込まれることから、今回、こういった電柱におけるコロケーション手続の整備を図るものでございます。

具体的には、(1)①にございますとおり、電柱におけるコロケーションを行うために必要な情報提供の手続を整備しているところでございます。具体的には、き線点の位置座標・電柱番号、あるいは、き線点ごとのカバーエリア情報といったき線点の位置情報、あるいは、収容局からき線点までの換算線路長、接続可否情報、電柱所有者情報、電柱の添架の可否に関する情報、こういったコロケーションのために必要な情報の提供の手続を規定しているところでございます。

また、こういった情報提供に関して接続事業者が負担すべき金額として、例えば、作業単金掛ける平均作業時間といった算定方式に基づきまして、具体的な各調査費の料金額を、②の表にありますとおり、具体的に規定しているところでございます。

次に5ページ目でございますが、具体的な電柱添架等の手続でございます。まず電柱添架の手続につきましては、電柱への接続に必要な装置等をNTT東西の電柱に設置するための手続として、接続事業者が電柱添架を申し込み、その可否回答を受ける手続等を規定しているところでございます。

具体的には、電柱添架の申し込みが行われた場合に、その申し込みから1カ月以内に

回答をしなければならない。それから、その可否回答から3カ月以内に個別契約を締結する。そして、その個別契約の締結後、原則として3カ月以内に工事に着手する。こういった手続、期限を設けているところがございます。

また、②にございますとおり、接続事業者が自前で電柱添架の工事・保守を行う際に、NTT東西の立ち会いを求める場合がございますので、こういった立ち会いを行う場合の手続及び費用を規定しているところがございます。

また、具体的な電柱使用料につきましても、取得固定資産価額を基礎に、接続料の原価算定方法に準じてコストベースで再計算をした上で、具体的な電柱使用料をこの表にございますとおり規定しているところがございます。

次に、3点目といたしまして、加入ダークファイバ・局内光ファイバの申込手続の見直しの整備でございます。加入ダークファイバ・局内光ファイバにつきましても、先ほどの中継ダークファイバあるいは局舎スペースと同様に過剰保留がなされている現状があるということで、これを抑制する見直しを行うものでございます。

具体的には、(1)の表にございますとおり、現行ルールにおきましては、加入ダークファイバ及び局内光ファイバの接続の申し込みが行われた場合についてキャンセルがあったような場合に、こういった現場調査等に要した費用を、申し込みを行った接続事業者が個別負担するのではなくて、接続料原価の一部に算入して広く薄く接続事業者負担してもらっているという形になっておりまして、いくらキャンセルをしても無料という形になっております。これが、加入ダークファイバ・局内光ファイバの過剰保留につながっているのではないかとこともございますので、この見直しを行いまして、キャンセルをした接続事業者が、この間のキャンセルまでの費用を個別に負担する仕組みを、今回、整備するものでございます。

具体的な違約金につきましては、下の加入ダークファイバ・局内光ファイバの表にございますとおり、キャンセルの時点でどれぐらいNTT東西の作業が進んでいたかという作業の進捗度合いに応じて、工程ごとの違約金単金を設定し、進捗度合いごとに加算をしていくという算定方式により、具体的な違約金の設定を行っているところがございます。また、基本的に違約金単金につきましては、原則として、本年2月に改定した平成18年度接続料等の作業単金に平均作業時間を乗じる形で算出を行っているところがございます。

7ページでございますが、(2)にございますとおり、加入ダークファイバの長期未

利用保留の抑制措置ということで、特に加入ダークファイバにつきましては、接続の申し込みがあったものの工事日の連絡がないということで、利用されないまま長期間保留されているようなケースが目立つということもございまして、今回、この表の真ん中に「見直し後（ケース①）」というところがございますが、NTT東西の提供可能時期の回答から3カ月以内に接続事業者が工事日を指定しないような場合については、原則として保留されている加入ダークファイバの保留を解除していくという措置をとることとしております。

また、ケース②に書いてありますとおり、接続申込後6カ月がたった日、またはNTT東西が示した提供可能時期から3カ月たった日のいずれか遅い日を超えてもまだ接続開始が行われないような場合については、原則として保留解除を行うといった措置をとることとしております。

このような措置をとることによって、加入ダークファイバあるいは局内光ファイバの長期未利用あるいは過剰保留を抑制する措置をとることといたしております。

最後に4点目、局舎内等における電気通信設備の安全性等を確保する仕組みの整備でございまして、これは、答申でもご指摘いただきましたとおり、NTT東日本局舎内に設置している接続事業者の電気通信設備が発火するというような事故が発生したことも踏まえまして、今回、規定の整備を行うものでございまして、

4.の(1)①にありますとおり、まず発火等の予防措置といたしまして、例えば発火等が生じるおそれがある装置等を設置する場合、あるいは接続事業者が設置する整流装置が異常時に電源を遮断する機能を有していないような場合には、相互接続点の調査・設置の申込時に、申し込みの承諾をしないというような規定をいたしております。

また、次のページでございまして、保全措置として、同様に、発火等が生じることのないように接続に必要な装置等を維持することを要する。あるいは、整流装置等を設置するときには、発火・発煙が生じることのないよう監視・点検等の措置を講じるとともに、NTT東西から求められた場合、措置内容を書面により速やかに報告するといった保全措置の規定を追加しているところでございます。

それから、実際に発火等が起こった場合の緊急措置でございまして、発火・発煙の発生を発見した場合の対処として、例えば消防機関への通報を直ちに行う、警報装置の鳴動、NTT東西への連絡、消火活動等を行うといったこと。あるいは、仮に緊急措置を行った人がいた場合に、こういった人に対して、原則として当該緊急措置により

発生した損害に係る賠償請求権を放棄する。あるいは、発火等により損害が生じた場合には、その原因事業者が損害を賠償する責任を有する。こういった規定を整備することによって、局舎内等における電気通信設備の安全性を確保する規定を整備しているところでございます。

以上、大きく4点が、今回のNTT東西接続約款の変更申請の概要でございます。

2ページ飛ばしていただきまして、最後、11ページと12ページが、今回の接続約款の変更申請の審査結果でございますが、今回の接続約款変更の内容に関する審査事項は、審査事項の5番目、6番目、8番目、次のページの11番目、19番目が該当することとなりますが、5番目の接続請求等に関する手続など、あるいは、6番目のコロケーションに関する手続等、8番目の他事業者の負担額、あるいは、次のページの11番目、接続請求等に係る様式、これらについては、今回の申請において、この事項が適正かつ明確に定められていると考えているところでございます。

最後の19番目でございますが、今回の申請におきましては、特定の電気通信事業者に対して不当な差別的取り扱いをする旨の記載は認められないと考えておりますので、今回の申請については認可することが適当ではないかと考えているところでございます。

私のほうからは、説明は以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

今回の接続約款の変更の認可申請は、本年の3月に、この審議会で答申した指摘事項に基づくもので、その指摘事項自体は、9ページから10ページにまとめていただいておりますので、その中の中継ダークファイバの扱い以降ですね。

○古市料金サービス課長　　そうです。すみません、説明を割愛させていただいたのですが、9ページ目、10ページ目でございますとおり、ことしの3月末の答申において、幾つかの指摘をいただいております。

この中で、例えばスタックテストに係る見直し、事後精算制度の見直し、接続料債務の不履行リスクの扱いは、ここにありましており、既に接続料規則の改正でありますとか、ガイドラインの策定・公表、接続料規則の一部改正、あるいは第一種指定電気通信設備接続会計規則取扱要領の一部改正ということで、既に対応済みでございます。

今回、接続約款の変更申請に係るものとしては、4番目の中継ダークファイバの扱い、5番目の局舎スペース等の扱い、それから、その次のページでございますけれども、10ページ目の一番上の事項の電柱におけるコロケーションルール、そして、1つ飛ばし

ていただきまして、最後の加入ダークファイバ及び局内光ファイバの申込手続の見直し、これらについて、答申を踏まえ、あるいは関連する施行規則の一部改正、情報開示告示の一部改正を踏まえて、変更を行ったものでございます。

なお、10ページ目の2番目の回線名義人の情報の扱いでございますけれども、この部分につきましては、電話重畳型のDSLサービスについて、申込者と回線名義人が必ずしも同一である必要はないことから、DSLサービスの利用者等からの申し込みを可能とするということで、これは契約約款の変更になりますので、NTT東西において、この答申を受けた対応の検討がなされているということでございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問なりご意見はございましたら、お願いいたします。

○酒井部会長代理　よろしいでしょうか。3ページ目、後もちよっと関係するのですが、例えば3ページ目のところで、保留期間の短縮で、工事着手までの期間を12カ月から9カ月と、こういう形に書いてありますけれども、この場合の工事というのは、接続事業者のほうでする場合が多いですね。

○古市料金サービス課長　そうですね。まさに、ここでは接続事業者が工事着手をする場合に、これは最大9カ月と書いてありますけれども、原則、例えば6カ月以内にこなさいということでございまして、やむを得ない場合には3カ月延長することができる。しかし、最大限9カ月にしてくださいと。後者の場合も、原則3カ月以内に工事を完了してください。ただし、やむを得ない場合には延長するけれども、原則として最大6カ月ですという形になっております。

○酒井部会長代理　その場合、もちろん、こういう規制があってもいいとは思いますが、もともと、この2ページのところの見直しで、保留し始めた瞬間から、キャンセルしたら違約金を払うわけですね。そうすると、12カ月を9カ月にするのは構わないとは思いますが、要するに、うんとかかった場合でも、接続事業者さんのほうで自分が損害をこうむるだけで、これが長いからといって、その後キャンセルできるならわかるんですけども、キャンセルをすれば、お金をとられるわけですね。ですから、こういうふうにうんと長くしちゃうという動機は、あまり出ないんじゃないかと思うのですが、そうでもないのでしょうか。

○古市料金サービス課長　ただ、例えば実際にキャンセルをするとなると違約金が発生



するわけでございますけれども、キャンセルはしないけれども、例えば、工事着手あるいは工事完了がなかなか行われないうことになると、それだけ局舎スペースはずっと保留していくことになりますので、それが局舎スペース等の長期の保留につながっているんじゃないかということで、答申でも、この部分について見直しを行うべきであるというご指摘を受けたものと認識しております。

○酒井部会長代理　わかりました。

○根岸部会長　どうぞ、ほかにございますでしょうか。

○東海委員　よろしいでしょうか。紛争処理委員会が設置されたときの当初、コロケーション問題が案件としては一番多かったと記憶しておりますけれども、不勉強で最近の状況をよく知らないんですけれども、コロケーション問題というのは、NTTと接続事業者のいろいろなコンフリクトの問題もありますけれども、過剰保留なんていうのは、まさに接続事業者間の問題でもあるんですね。

ということで、いろいろと綱引きをして、やりとりをして工夫して、今までいろいろと措置を変更してきたという経緯があるんですけれども、現在、紛争処理のほうであっせん事案というのかな、何かその辺の状況はご存じでいらっしゃるでしょうか。突然そんなことをお聞きして、お答えいただけるかどうかわかりませんが。

○古市料金サービス課長　おっしゃっているのは……。

○東海委員　コロケーション問題に関する……。

○古市料金サービス課長　コロケーションで、例えば接続事業者間のコロケーション……。

○東海委員　接続事業者間のコロケーションに限らず、コロケーション問題に関する紛争処理委員会にあっせんの依頼をしている件数とか、あるいは、そういうものの実態を簡単にお話いただけるのでしたら。

○古市料金サービス課長　最近は、具体的な事例はないようです。

○東海委員　ほとんどない。

○古市料金サービス課長　ええ。

○東海委員　そうですか。わかりました。また、後ほどホームページを見て勉強すればいいですから、いたします。

もう1点だけ、よろしいでしょうか。

○根岸部会長　どうぞ。

○東海委員 4ページでございます。4ページの下の方の、情報提供に関して接続事業者が負担すべき金額の一番上、き線点情報調査費が東と西でかなり金額が違いますよね。これから議論はするんでしょうけれども、この根拠を簡単に説明いただきたいと思っています。

○古市料金サービス課長 このき線点情報調査費が東と西でかなり違っているということでございますけれども、これは具体的には、NTT西日本では、既に住所データ抽出のための調査・検索機能がある住所データベースを整備しているところがございますけれども、実はNTT東日本では、こういった住所データベースを整備していないという事情がございます。また加えて、東日本の場合に、データベース自体、一部の住所データが欠落しているという場合がございますので、き線点情報の開示に当たって、住所データのチェック・補正作業が発生するという事情もございます。要するに、NTT西日本にはない事情がNTT東日本にはあるということで、その作業工程見合い分、NTT西日本よりも人件費がかかっているということが、この料金の違いの1つの根拠となっているところでございます。

○東海委員 はい。これは、じゃあ、積算根拠を拝見することは、次のステップの議論をするときには出てくるということですね。

○古市料金サービス課長 はい、おっしゃるとおりです。先ほど申し上げましたとおり、基本的には、コストの積み上げでちゃんと算定をしているということです。

○東海委員 はい。

もう1点、その左側にある単位、他の項目は1電柱ごと、電柱のコロケーション問題ですから、そういうふうになるのだらうと思うんですけども、この一番上だけが1通信用建物ごとにされておられるという根拠は何でしょうか。

○古市料金サービス課長 これは、局舎ごとのき線点の情報の提供を求められた場合調査するというところでございますけれども、加えて、き線点の電柱ごとの情報についても要望があれば調査をするということで、2つ分けて区分をしているところでございます。

すみません、ちょっと補足です。

○事務方 事務方から、ちょっと補足をさせていただきますけれども、現在、き線点情報調査費につきましては、10項協定という形で、個別の協定をある特定の事業者と締結しているところでございます。それを受けた形で接続料規則と約款変更をやっている

ところでございまして、当初の10項協定上の要望事項としましては、局舎ごとのき線点に係る情報をすべて開示してほしいといった要望をビルごとに出してほしいという要望でございました。それを、そのまま約款化したということでございます。

それから、ビルごとにはないような情報につきましても、実は個別に、後ほど10項協定の変更という形で追加的に要望がなされましたので、この事項につきましても、別途、電柱ごとに情報調査費を出してほしいという要望を受けて、今回、約款化されたと聞いております。

○東海委員 わかりました。ありがとうございます。

○根岸部会長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

○酒井部会長代理 あと1点だけいいですか。

○根岸部会長 どうぞ、お願いします。

○酒井部会長代理 これも、こういう書き方しかないのかと思うのですが、発火のところで、「発火等が生じるおそれがある装置等を設置する場合」というふうに、ちょっと抽象的に書いてあるんですけれども、これ以上というか、こういうふうに予防しなさいということで、じゃあ、どういうものが発火等が生じるおそれがあるというのも、あまりはっきり言えないですね。

○古市料金サービス課長 先ほど少し説明が足りなかった部分もございますが、これは、実は前回の7月23日の事業部会で、事業用電気通信設備規則等の一部改正について諮問をいたしまして、ご審議をいただきました。その一部といたしまして、コロケーション設備に対する防火等の対策ということで、事業用電気通信回線設備を収容し、または設置する通信機械室等に他の電気通信事業者の電気通信設備を設置する場合には、当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを確認しなければならないという規定を今回入れておりまして、これに対応するような形で、今回、約款変更もしているということでございます。

おっしゃるとおり、じゃあ、どういった場合が発火等が生じるおそれがある装置なのかということでございますけれども、具体的には、例えば下にありますように、整流装置が異常時に電源を遮断する機能を有していない場合といったような場合も考えられますけれども、それ以外にも、いろいろな形が考えられると思いますので、そういった発火等が生じるおそれがある場合には申し込みの承諾を拒否できるという形で規定しております。

○酒井部会長代理　それについては、こういう理由だということはちゃんと説明しろということなんでしょうね。

○古市料金サービス課長　そういうことでございます。

○根岸部会長　よろしいですか、ほかに。

それでは、本件につきましては、接続に関する議事手続規則の規定に従いまして、この諮問案を本日の部会長会見で報道発表するほか、広く意見の募集を行うことにいたします。

本件に関する意見招請は、規定どおり2回実施するというところで、1回目の意見招請期間は10月1日までといたします。さらに、提出された意見を発表しましてから、それらの意見について2回目の意見募集を実施することとし、期間は2週間といたします。

また、本件につきましては、接続委員会においても検討いただくということでございますので、よろしく願いいたします。

## 閉　　会

○根岸部会長　以上で、本日の審議は終了いたしました。委員の皆様、あるいは事務局から、何かございますか。ございませんか。

それでは、これで本日の会議を終了いたします。次回の部会は、9月20日、木曜日、午後2時から、この場所で開催予定でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、ありがとうございました。